

平成28年1月から

役場での手続きでマイナンバーの 提示が必要になります



■問合せ 総務課管財・情報グループ ☎74-3000

いよいよ平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されます！

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野のうち、法律で定められた行政手続きでのみ利用します（民間事業者は社会保険の手続きや源泉徴収票の作成などで従業員などのマイナンバーを取り扱います）。

役場では、主に右表「マイナンバーの記載と提示が必要な主な手続き一覧」の手続きで、申請書などへのマイナンバーの記載と提示が必要になります。提示には以下の書類などが必要となりますので、平成28年1月以降はいずれかを必ずお持ちください。

個人番号カードを持っている場合

マイナンバーの記載と提示が必要な手続きでの本人確認がカード一枚で可能です



※個人番号カードの申請方法は通知カードとともに同封されていた「ご案内」を参照してください。個人カードの受け取り方法は、11月に配布した「よくわかるマイナンバー制度」の25ページを参考にしてください。

個人番号カードを持っていない場合

●顔写真付きの本人確認書類がある場合



マイナンバーの通知カード



顔写真付きの本人確認書類

運転免許証
パスポートなど



●顔写真付きの本人確認書類がない場合



マイナンバーの通知カード



顔写真なしの本人確認書類二つ以上

健康保険証と
年金手帳など



●提示が必要な書類で不明な点がございましたら、各手続きの担当へ問合せください。

マイナンバーをかたる不審な問い合わせにご注意を！！

- 口座番号や資産情報を尋ねたり金銭の要求などを行うことは絶対にありません。
- 電話や訪問、郵便・電子メールなどでマイナンバーを尋ねる事も絶対にありません。

このような不審な問い合わせが急増しており、他市町村では金銭をだまし取られる被害も発生しています。このような問い合わせには一切応じず、消費者ホットラインまたは警察の相談窓口にご相談ください。

●消費者ホットライン 188

●伊達警察署 ☎22-0110